

令和6年度税制改正において、「令和6年度分所得税の定額減税」が決定され、今年の6月1日以降、最初に支払う給料等につき源泉徴収を行う際から定額減税を行うことになりました。今回は、所得税の定額減税について解説していきます。



定額減税とは

○対象となる人

- ・居住者（国内に住所を有する個人または現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人）
- ・令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人

○減税額

- ・本人 30,000円
- ・同一生計配偶者及び扶養者 1人につき30,000円（居住者に限る）

定額減税の事務手続



個人事業主の場合

○個人事業所得者に対する定額減税（※詳細については、[こちら](#)をご参考ください）

①令和6年分の予定納税額からの控除

令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額（7月）から

本人分に係る定額減税額に相当する金額（30,000円）を控除します。

※定額減税額に相当する金額のうち、第1期分予定納税額から控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、第2期分予定納税額から控除します。

②確定申告における年税額からの控除

事業所得者等で確定申告を行う人について、令和6年分の確定申告の際に、合計所得金額から算出した税額から定額減税額が控除されます。

合計所得金額とは

- ①事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額）
- ②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額
- ③退職所得、山林所得

退職所得金額は、確定申告が不要な場合でも計算に当たって加算する必要があります。

申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長または短期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額。

給与所得者の場合



○控除対象者の確認

令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人で、「基準日在職者」という人です

○給与所得者に対する定額減税

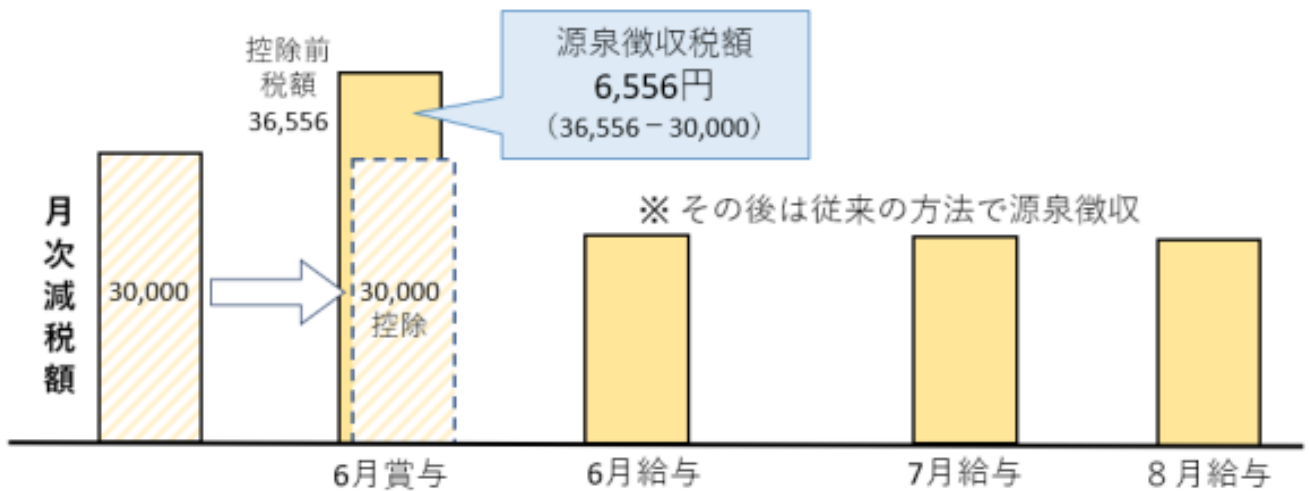
①月次減税

令和6年6月1日以後に支払う給与等（賞与を含む）に対する源泉所得税額から定額減税額を控除します

②年調減税

年末調整時点の状況をもとに、あらためて定額減税額の対象であるかを判断し精算を行います

《6月最初に支払う賞与の控除前税額から月次減税額を控除しきれない事例》



《6月最初に支払う給与の控除前税額から月次減税額を控除しきれない事例》

